

実施方針の策定の見通しについて

令和6年3月18日
青森県 つがる市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定に基づき、特定事業に係る実施方針の策定の見通しを公表します。

特定事業の名称	期 間	概 要	公共施設の立地	実施方針を策定する時期	担 当
木造若緑団地建替事業	令和7年度から 令和13年度まで (予定)	市営住宅に係る 建替整備業務	つがる市木造若緑地内	令和6年4月 (予定)	つがる市 建設部 建築住宅課 電話 0173-42-2648

※実施方針は、つがる市公式ウェブサイト建築住宅課ページ

(<https://www.city.tsugaru.aomori.jp/soshiki/kensetsu/kenchiku/kanminrenkei/index.html>) 内にて掲載予定です。